遺言・相続
講演会＆相談会

相続が心配な方、
遺言書を書いて
みたい方は
ぜひご参加を！



相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/13
（金曜日）
14時～

参加無料・事前予約制

会　場

静岡地方法務局下田支局３階会議室
場所：下田市西本郷二丁目５番３３号
伊豆急行線「伊豆急下田」駅下車，徒歩１５分
（地図は裏面）

プログラム

講演会 **14:00～14:40　定員20名**

自筆証書遺言書保管制度　（法務局職員）

相談会 **15:00～17:00 定員8組**

相続・遺言相談　（相談員　静岡県司法書士会司法書士）

申込方法

お電話又は窓口にて事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　③講演会・相談会の参加希望(両方も可)

予約受付期間

令和８年10月13日（火）午前９時から
11月 6日（金）午後５時まで
定員に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申込先

静岡地方法務局下田支局　℡ 0558－22－0534（自動音声案内３番）
予約受付は午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

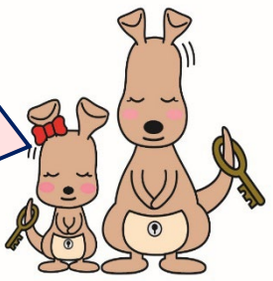
会場　静岡地方法務局
下田支局３階会議室



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



※使用可能な駐車場の台数に限りがございます。お車での来庁を予定されている方は、御予約の際、職員にお伝えください。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局

静岡地方法務局ホームページ
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人

静岡公証人合同役場ホームページ

司法書士

静岡県司法書士会ホームページ